

2015 年の地方税法改正案の主要内容

2015 年 10 月 21 日

行政自治部は、「2015 年の地方税制の改編方案」を盛り込んだ地方税基本法、地方税法、地方税特例制限法の地方税関連 3 法の改正案を 8 月 21 日に立法予告しました。その後、改正案は、法制処の審査、国務会議の議決などを経て、10 月 1 日に通常国会に上程され、今後、法案の審査および本会議での議決が進められる予定です。

I. 地方税基本法改正案の主要内容

1. 加算税制度を改善(地方税基本法第 53 条の 2 第 2 項、第 53 条の 3 第 1 項、第 53 条の 5)

現在、無申告加算税と過少申告加算税の算定基準は「地方税法による算出税額*」となっていますが、それを「実際に納付すべき税額**」に変更して、全額減免者が申告をしなくても加算税が賦課されないようにしました。また、特別徴収義務者に賦課される特別徴収納付の不履行による申告不誠実加算税率が現在の 5%から 3%へと下方修正され、納税協力費用が軽減されるようにしました。2016 年 1 月 1 日以後に加算税を賦課する場合から適用します。

*算出税額 = 課税標準 × 税率 **実際に納付すべき税額 = 算出税額 - 減免額

2. 申告不誠実加算税の減免要件を緩和(地方税基本法第 54 条第 3 項)

申告不誠実加算税の減免要件*が緩和されます。現在は、修正申告や期限後申告をする際、それと同時に追加納付税額を納付する場合にのみ申告不誠実加算税が減免されましたが、今後は、追加納付税額を同時に納付しなくても過少申告加算税または無申告加算税が減免されます。2016 年 1 月 1 日から施行されます。

*修正申告：法定申告期限が経過した後、2 年以内に修正申告する場合

期限後申告：法定申告期限が経過した後、1 ヶ月以内に期限後申告する場合

II. 地方税法改正案の主要内容

1. 信託財産に関する取得税の課税範囲を拡大(地方税法第 7 条第 5 項、地方税法第 7 条第 15 項)

信託財産の委託者を変更する場合、従来は、信託を解除し、取得税を納付した後、委託者を変更するための信託を再び設定しなければなりませんでした。2012 年の信託法の改正によって信託の状態ですべて委託者の変更(地位の承継)が可能になりました。

一方、現在の地方税法では、信託財産がある法人の寡占株主となる場合、取得税の納付義務を誰に賦課するののかに対する適用基準を規定していませんので、運営上の混乱を引き起こしました。これにより、地方税法の改正案では、信託財産がある法人の株式・持分を取得して寡占株主となる場合、その寡占株主が当該法人の不動産などのみならず、信託法によって受託者の名義で登記されている委託した信託財産も寡占株主みなし取得税の課税対象となる不動産に含めて、その規定を明確にしました。2016年1月1日以後に納税義務が成立する分から適用します。

2. 非適格合併に対する取得税特例税率の適用を排除(地方税法第 15 条第 1 項)

現在の地方税法では、法人税法上の適格合併(法人税法第 44 条第 2 項または第 3 項の要件を備えた法人の合併)であるかどうかに関係なく、法人の合併によって取得した財産については低い税率の取得税特例税率(4%→2%)を適用しています。

これを法人税法上の適格合併に限定し、適格合併であるとしても合併登記日から 3 年以内に事業廃止などの事後管理の要件に違反する事由が発生する場合には、特例税率の適用を排除して合併による取得税の回避を防止しました。2016年1月1日以後に納税義務が成立する分から適用します。

3. 住民税従業員分の免税基準を合理化(地方税法第 84 条の 4、第 84 条の 5)

雇用創出を支援するため、住民税従業員分*の免税基準が変更されます。現在は、従業員数が 50 人以下の事業所は住民税従業員分を免税していますが、その免税の基準が従業員数から月平均給与額となり、給与水準の低い事業所は免税され、給与水準の高い事業所は課税されるようにしました。2016年1月1日以後に納税義務が成立する分から適用します。

*住民税従業員分は、従業員に支払った月給与総額(課税標準)の 0.5%を賦課

<住民税従業員分の免税基準の調整(案)>

改正前	改正(案)
事業所の従業員数が 50 人以下の場合	<p>納税義務の成立日(従業員に給与を支払うとき)が属する月から、最近1年間の当該事業所の給与総額の月平均値が「雇用労働部長官が発表する勤労実態調査の結果などを考慮して、大統領令で定める1人当りの月給与総額に50を乗じた金額以下」である場合</p> <p>50人×270万ウォン^(*)=1億3,500 万ウォン</p> <p>(*) 2014 年度の勤労実態調査による月平均従業員の給与</p>

4. 地方所得税に関連する納税便宜を提供

(1) 地方所得税の欠損金に対する遡及控除制度を改善(地方税法第 101 条、第 103 条の 28)

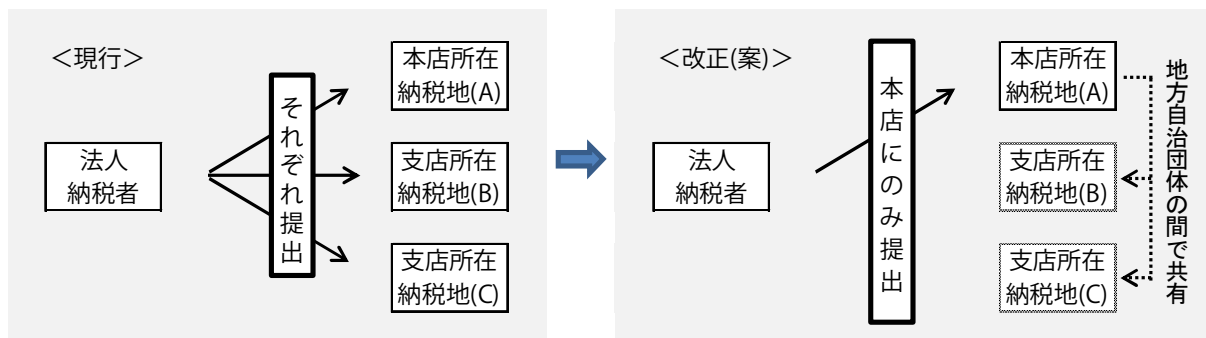
現在は、国税である所得税および法人税の欠損金に対する遡及控除*は、管轄税務署長または地方国税庁長に申請し、地方所得税の欠損金に対する遡及控除は地方自治団体に申請するようになっています。

今後は、地方所得税の欠損金に対する遡及控除も管轄税務署長または地方国税庁長に申請するように改善しました。2016 年 1 月 1 日以後に欠損金遡及控除を申請する分から適用します。

*中小企業に限って欠損(赤字)が発生する際、直前事業年度の納付税額から差し引いて還付する制度

(2) 地方所得税に関連する書類の提出を簡素化(地方税法第 103 条の 23、第 103 条の 37)

現在は、企業が複数の地方自治団体に事業場を有している場合には、当該地方自治団体ごとに課税に関連する書類(財務諸表など)を提出していますが、今後は、企業の本店所在地がある地方自治団体のみ提出することになります。2016 年 1 月 1 日以後に申告する分から適用します。



(3) 法人地方所得税の特別徴収税額に対する還付手続を改善(地方税法第 103 条の 62)

利子所得および配当所得に対する法人地方所得税の特別徴収税額が法人地方所得税の総決定税額を超過して還付税額が発生する場合、その還付も企業の本店所在地がある地方自治団体が一括して還付するように改善します。2016 年 1 月 1 日以後に申告する分から適用します。

III. 地方税特例制限法改正案の主要内容

1. 地方に移転する法人および工場に対する減免を延長(地方税特例制限法第 79 条、第 80 条)

過密抑制圏域(大都市)から地方に移転する法人および工場に対して、取得税は 100%、財産税の場合は最初の 5 年間は 100%、その後 3 年間は 50%を減免する特典を付与している現在の減免制度を地域経済の発展のために 2018 年 12 月 31 日まで延長します。

2. 企業の競争力を強化するための構造調整に対する減免を延長(地方税特例制限法第 57 条の 2)

中小企業間の統合や、法人間の合併、法人の分割、法人間の現物出資、法人間の資産交換および包括的な譲渡・譲受など、企業の競争力を強化するための構造調整に対して取得税を免除する現在の減免制度を 2016 年 12 月 31 日まで延長します。

-以上-